

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程（平成 16 年旭医大達第 138 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長又は学長補佐</p> <p>(2) 図書館長</p> <p>(3) 情報基盤センター長</p> <p>(4) <u>研究技術支援センター長</u></p> <p>(5) 経営企画部長</p> <p>(6) 遠隔医療センター長</p> <p>(7) 事務局企画調整役(総務・教務担当)</p> <p>(8) 事務局次長(病院担当)</p> <p>(9) 情報基盤センター運営委員会規程第 3 条第 1 項のうち第 6 号から第 9 号及び 11 号に定める委員</p> <p>(10) その他委員長が必要と認めた者</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する副学長又は学長補佐</p> <p>(2) 図書館長</p> <p>(3) 情報基盤センター長</p> <p>(4) <u>教育研究推進センター長</u></p> <p>(5) 経営企画部長</p> <p>(6) 遠隔医療センター長</p> <p>(7) 事務局企画調整役(総務・教務担当)</p> <p>(8) 事務局次長(病院担当)</p> <p>(9) 情報基盤センター運営委員会規程第 3 条第 1 項のうち第 6 号から第 9 号及び 11 号に定める委員</p> <p>(10) その他委員長が必要と認めた者</p>

(略)

附 則

この規程は、令和5年4月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

【改正理由】

教育研究推進センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)